

自主参加型国内排出量取引制度目標保有参加者タイプA用公募要領
(公募要領A)
(温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業 公募要領)

環境省では、平成 19 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）により、「温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業」を行います。本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は以下のとおりです。

なお、補助事業として選定された場合には、

- ・二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（以下「交付要綱」という。）
 - ・温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業実施要領（以下「実施要領」という。）
 - ・別紙 3「自主参加型国内排出量取引制度 第 3 期実施ルール」（以下「実施ルール」という。）
- に従って手続等を行っていただくことになります。

1. 環境省自主参加型国内排出量取引制度の概要

1-1 目的

(1) 自主参加型国内排出量取引制度とは

- ・自主参加型国内排出量取引制度は、温室効果ガスの費用効率的かつ確実な削減と、国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積を目的として、平成 17 年度から開始したものです。
- ・温室効果ガスの排出削減に自主的・積極的に取り組もうとする事業者に対し、一定量の排出削減約束と引換えに、省エネルギー等による CO₂排出抑制設備の整備に対する補助金を交付することにより支援します。
- ・排出削減約束達成のために排出枠の取引という柔軟性措置の活用も可能とします。
- ・設備補助を受けることなく自主的に排出削減を行う事業者が第 3 期から新たに参加します。

(2) 制度への参加方法

- ・自主参加型国内排出量取引制度への参加には、以下の 4 通りの方法があります。
 - ①**目標保有参加者タイプA**
一定量の排出削減を約束する代わりに、省エネ設備等の整備に対する補助金と排出枠の交付を受ける参加者
(「温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業」の採択事業者)
 - ②**目標保有参加者タイプB**
設備補助を受けることなく排出削減を約束し、排出枠の交付を受ける参加者
 - ③**目標保有参加者タイプC**
設備補助を受けることなく、基準年度排出量から 2007 年度において少なくとも 1%の排出削減、2008 年度において少なくとも 2%の排出削減を約束する参加者。
 - ④**取引参加者**
排出枠等の取引を行うことを目的として、登録簿に口座を設け、取引を行う参加者。
取引参加者に対しては、補助金及び排出枠の交付はなされません。
- ・今回は、①の目標保有参加者タイプAを公募します。なお、④の取引参加者の募集については、別途、2007 年度後半に行う予定です。

(3) 目標保有参加者として制度に参加するメリット

- この制度に目標保有参加者として参加する場合、以下のようなメリットがあります。
- ・国内排出量取引制度に実践的に参加することによって知見を蓄積できます。

- ・温室効果ガス排出量の算定に習熟するとともに、検証機関の検証を受けることにより、「温暖化対策マネジメント」を効果的に講じていくための基盤が形成されます。
- ・地球温暖化対策に積極的に取り組む先進的企業として、CSR の観点から社会的貢献が PR できます。

1-2 事業の内容

(1) 補助対象事業

- ・国内における、省エネルギー等による CO₂ 排出抑制設備（以下「補助対象設備」という。）
の整備

※ ただし、後述のとおり、「補助の費用効率性」を判断基準として採択するため、費用効率的な事業であることが条件となります。

※ 自主参加型国内排出量取引制度への参加は工場・事業場単位であるため、一つの工場・事業場内における CO₂ 排出抑制設備であれば、複数の数・種類の設備整備も対象とすることが可能です。他方、工場・事業場が異なる場合については、工場・事業場ごとに申請を行うことが必要です。

※ 工場・事業場の定義及び単位の考え方については、別紙3「実施ルール」の2. 参照。

(2) 補助対象となる事業者（補助事業者）（目標保有参加者タイプA）

- ・本事業における補助事業者は、以下の事業者を対象とし、国及び地方公共団体は対象とはなりません。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人

エ 法律により直接設立された法人

※ ESCO 事業・リース等の活用について

- ・ESCO 事業を活用した参加に際して、シェアード・セイビングス契約方式の ESCO 事業の場合には、排出削減実施事業者と ESCO 事業者との共同申請とし、また、リース等を利用する場合は、排出削減実施事業者とリース事業者との共同申請とします。いずれの場合にも、両者ともに補助事業者（目標保有参加者）となります。参加単位は前述のとおり工場又は事業場単位とします。
- ・共同申請の場合、補助金を受ける補助対象設備所有者を代表事業者として申請してください。目標達成に係る責任については代表事業者・共同事業者のすべてが負うこととしますが、環境省との連絡・調整や排出枠の管理・保有については排出削減実施事業者が責任を負うこととします。

注：リース等を利用する場合、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類の提示を条件に、リース会社等との共同申請事業を認めます。リース等については、導入設備の処分制限期間（複数の場合は最長のもの）使用することを前提とした契約であることを原則とします。なお、割賦契約はリース等には含みません。

(4) 補助対象経費

- ・補助対象設備の整備に係る以下の経費が対象であり、当該事業で使用されたことを証明でき

るものに限ります。各費目の詳細な説明については、別表を参照ください。

ア 本工事費

イ 付帯工事費

ウ 機械器具費

エ 調査費

オ 初期調整費

カ その他必要な経費で環境大臣が承認した経費

- ・なお、既存設備の撤去費については補助対象外となります。

(5) 補助金の交付額

- ・(4)の補助対象経費の総額の1/3を上限とします。
- ・ただし、1工場・事業場当たり2億円を超えないことを原則とします(目標保有参加者の数を一定数以上確保するため)。

(6) 設備整備の実施期間

交付決定日から2008年3月までとします。

(7) 自主参加型国内排出量取引制度への参加

本設備補助で採択された事業者の方には、本補助金交付の条件として、「目標保有参加者タイプA」として自主参加型国内排出量取引制度に参加していただきます。自主参加型国内排出量取引制度への参加に伴い守っていただくべきルールの詳細については、別紙3「実施ルール」に記載してありますが、その概要は以下のとおりです。

1) 設備補助の公募時

- ・設備補助の公募時に、別添の様式に従い、以下の書類を提出いただきます。
 - 公募要領A 別添1 温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業 整備計画書
 - 公募要領A 別添2 温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業 経費内訳(平成19年度)
 - 公募要領A 別添3 2008年度の年間CO₂排出削減予測の内訳
 - 公募要領A・B共通 別添4-1 排出量算定報告書(基準年度用) 公募申請用
 - 公募要領A・B共通 別添4-2 排出量算定報告書(基準年度用) 公募申請用・附属書
- ・別添1の整備計画書には、以下の情報を記載する。
 - ①対象となる工場・事業場(工場・事業場ごとに申請)
 - ②補助対象設備
 - ③対象工場・事業場における、補助対象設備等による、A. 2008年度の排出削減予測量及び B. 設備の法定耐用年数分の排出削減予測量
 - ※ Aは、⑥の基準年度排出量と2008年度の排出予測量との差。Bは、A×「設備の法定耐用年数」。排出削減予測量及び基準年度排出量の算定については、別紙3「実施ルール」3. 及び4. を参照下さい。
 - ※ Aについては、300t-CO₂以上であることを応募の条件とします。
 - ※ Aの算定に当たっては、対象工場・事業場内における、補助対象設備以外による排出削減効果を含めることも可能です。その場合、補助の費用効率性が改善され、採択され

やすくなります。採択基準については2)参照。

※ 法定耐用年数の異なる補助対象設備がある場合については、次のいずれかにより法定耐用年数を決めます。

ア 複数設備の耐用年数の単純平均

イ それぞれの設備が削減に果たす効果を踏まえた加重平均による耐用年数

※ A・Bともに、公募要領A別添1及び3の応募書類記載の数値を以後変更することはできません。

④補助対象設備の整備に必要な費用 及び 補助申請額

⑤補助の費用効率性（補助額／法定耐用年数分のCO₂排出削減予測量）

⑥対象となる工場・事業場における基準年度（原則として2004～2006年度）各年の排出量

※ なお、公募時に提出した暫定値と、確定値が著しく異なる場合には、採択を取り消すこともあり得ます。

2) 設備補助の採択基準

$$\text{補助の費用効率性} = \frac{\text{補助額}}{\text{2008年度のCO}_2\text{排出削減予測量} \times \text{設備の法定耐用年数}}$$

→補助の費用効率性の良い事業（＝t-CO₂削減当たりの補助額の低い事業）を優先的に採択することを原則とします。

・ただし、費用効率性は、工場と事業場（オフィス等）の二部門に分けた上で比較します（工場・事業場の定義については、別紙3「実施ルール」2．参照）。工場と事業場が混在して1つの参加単位を形成している場合については、補助対象設備を導入するのが主として工場か事業場かにより部門を判断します。

・また、公募要領A別添3「2008年度の年間CO₂排出削減予測量の内訳」について、排出削減努力によらないと考えられる排出削減効果が、補助対象設備導入を含む排出削減努力による排出削減効果に比べて著しく大きい場合には、補助の費用効率性の判断に当たって勘案することがあり得ます。

・事業実施主体が、破産その他の事由により、事業の適確な遂行が明らかに困難な経営状況にあると認められるものでないことが必要です。

・そのほか、業種のバランスや使用する技術等を勘案することがあり得ます。

・1事業者当たり1工場・事業所の採択を優先します（1事業者当たり2つ目の工場・事業場は、他事業者の1つ目の工場・事業場に劣後します。）。

※なお、補助の費用効率性が悪い場合には、補助総額の枠内であっても、採択しないことがあります。したがって、採択のためには、排出削減努力によるCO₂排出削減予測量を積極的に見込むことが期待されます。

3) 補助対象設備の整備

・採択された事業者（補助事業者＝目標保有参加者タイプA）は、2007年度において、補助対象設備を整備します。

4) 基準年度排出量の検証

・排出削減実施事業者は、2007年10月末までに、基準年度の排出量について環境省の委託する検証機関の検証を受けていただきます（別紙3「実施ルール」5．参照）。検証委託費は環境省が負担します。

5) 排出枠の交付

- ・4)の検証を終えた排出削減実施事業者に対しては、2008 年 4 月に排出枠の初期割当量(JPA)が交付されます。
- ・JPA の交付量は、以下のとおりです（別紙 3 「実施ルール」 6. 参照）。

対象工場・事業場の基準年度の平均排出量 — 「2008 年度の排出削減予測量」

6) 排出削減対策の実施

- ・排出削減実施事業者は、2008 年度において、補助対象設備を活用しつつ、排出削減に取り組んでいただきます。

7) 2008 年度排出量の算定と検証

- ・排出削減実施事業者は、2009 年 4 月以降に 2008 年度の排出量を算定するとともに、2009 年 7 月ごろに環境省の委託する検証機関による検証を受けていただきます。（この検証に係る費用については、2009 年度予算において要求する予定）

8) 排出枠の取引

- ・排出枠は 2009 年 8 月 31 日に予定されている償却期限までの期間において随時取引可能です。（別紙 3 「実施ルール」 6. 参照）。

9) 排出枠の償却義務と補助金返還の可能性

- ・排出削減実施事業者は、2009 年 8 月 31 日に予定される償却期限までに、検証機関の検証を受けた 2008 年度の実排出量と同量の排出枠を、登録簿上の償却口座に移転していただきます（排出枠償却義務：別紙 3 「実施ルール」 6. 参照）。
- ・2008 年度実排出量に対し、償却口座に移転した排出枠の量が足りない場合には、原則として、不足量に応じて、交付された補助金を返還していただきます（別紙 3 「実施ルール」 6. 参照）。
- ・償却には、初期割当量（JPA）に加えて、CDM プロジェクトに基づいて発行される jCER 及び JI プロジェクトに基づいて発行される jERU も活用することができます（別紙 3 「実施ルール」 6. 参照）。

2. 補助金の交付等について

（１）補助事業者の選定方法

一般公募を行い、選定します。応募者より提出された書類等をもとに、環境省で審査を行い補助事業者を選定し、予算の範囲内において採択案件を決定（内示）します。内示の時期は、5 月下旬を目途とします。

整備計画書の記入に当たっては、1－2（7）の 1)及び別紙 3 「実施ルール」を参照ください。
また、採択基準については、1－2（7）の 2)を参照ください。

（２）交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます。

（申請手続等は別途定める交付要綱を参照していただくことになります。）

（３）交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容を審査し、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

（４）事業の開始について

補助事業者は、環境省からの交付決定を受けた後に初めて補助事業の開始が可能となります（諸事情により早期開始が必要なものについては個別に御相談下さい）。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結する際には、以下の点に注意してください。

- ・ 契約日・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ・ 補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して、原則として当該年度中（出納整理期を含む）に対価の支払い及び精算が行われること。

（５）補助事業の計画変更について

補助事業者は、下記のいずれかにあたる場合は、計画変更承認申請書を提出する必要があります。

- ・ 別表の第２欄の費目の区分ごとに配分された額を変更するとき。ただし、区分ごとの配分額の１５％以内の流用増減を除く。
- ・ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

（６）実績報告及び書類審査等

補助事業が完了したときは、事業終了後３０日以内又は翌年度４月１０日のいずれか早い日までに実績報告書を環境省宛に提出していただきます。環境省は補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

（７）補助金の支払い

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後環境省から補助金を支払います。ただし、必要と認められる場合には上記の方法によらないで、交付決定した補助金の一部について補助事業の期間中に概算払いをすることができます。

（８）取得財産の管理等

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。なお、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

（９）収益納付

補助事業者がこの補助事業の成果によって相当の収益を得た場合には、交付した補助金の全部又は一部を環境省に納付していただくことがあります。

（１０）補助事業者の合併・統合、名称変更又は住所変更等

補助事業者は、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降５年度を経過するまでの間において、合併・統合、名称変更又は住所変更等が生じたときは、遅滞なく環境省に報告してください。

(11) 交付決定の取消し等

次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することがあります。この場合、交付した補助金の一部又は全部について、加算金を含め環境省に返還しなくてはなりません。

- 一 補助事業者が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令その他の法令若しくはこれに基づく大臣の処分若しくは指示又は交付要綱に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

3. 公募案内

(1) 応募方法

事業の応募に必要な書類と電子媒体を公募期間内に環境省へ提出していただきます。提出物は封書に入れ、宛名面に「自主参加型国内排出量取引制度応募書類」と赤字で明記してください。

(2) 公募期間

2007年4月24日（火）～2007年5月22日（火）17時必着

※ 期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が当方の事情に起因しないものについては、受理しません。

(3) 応募に必要な提出物及び提出部数

- ①公募要領A 別添1「整備計画書」
- ②公募要領A 別添2「経費内訳(平成19年度)」
- ③公募要領A 別添3「2008年度の年間CO₂排出削減予測の内訳」
- ④公募要領A・B共通 別添4-1「排出量算定報告書(基準年度用)公募申請用」
- ⑤公募要領A・B共通 別添4-2「排出量算定報告書(基準年度用)公募申請用・附属書」
- ⑥企業のパンフレット等、応募事業者の業務概要の説明資料(様式任意)
- ⑦導入する設備・技術に関する説明資料(様式任意)

※ なお、補助事業者が第三者とリース契約を締結し対象設備を貸し付ける場合については、上記の①～⑦に加え、以下の書類を添付することとします。

- ⑧ 対象設備に関するリース契約書(案)の写し
- ⑨ 対象設備に関するリース料計算書

・ 上記の①～⑦(または①～⑨)の書類について、正本1部・副本2部を提出して下さい。

・ 上記の①～⑤のデータを保存した電子媒体(FD・CD・MO等のメディア)について、1部提出して下さい。媒体には提出事業者名・工場/事業所名を記載して下さい。

なお、審査過程において、必要に応じて電話及び電子メールにて別途ヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、御了承ください。

(4) 提出先(本件窓口)

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省地球環境局地球温暖化対策課 担当：佐藤
TEL 03-3581-3351(代表) 内線 6781
E-mail kyotomecha@env.go.jp

(5) 提出方法

配達記録郵便にて郵送してください。

(6) 採択結果について

採択結果については、事業者名、事業概要等をプレス発表し、併せて環境省ウェブサイトに掲載します。

別表 経費費目の細分について

1 区分	2 費 目	3 細 分	4 内 容
工事費	本工事費	(工事費)	
		材料費	工事を施工するのに必要な材料の費用で、買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計をいう。材料単価については補助事業者において諸種の物価版、他の類似公共事業の実績等の単価を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して適正な単価を決定して使用することとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金であり、賃金日額及び歩掛かりについては、類似公共事業の実績等を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して決定する。
		直接経費	工事を施工するのに直接必要な経費で、特許使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、水道光熱電力料（工事を施工するのに必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、機械器具損料（工事を施工するのに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で類似の公共事業の実績等を参考に決定する。）をいう。
		(間接工事費)	
		共通仮設費	以下の費用の合計額をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。 （１）工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 （２）準備、後片付け整地等に要する費用 （３）機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 （４）技術管理に要する費用 （５）交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が工事を施工するために必要な諸

事務費	付帯工事費	土地造成費 搬入道路等工事費 門、囲障等工事費	給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。
	機械器具費		施設整備の付帯工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	調査費		補助事業又は工事の施工に直接必要な機械器具の製作、運搬、据付等に要する経費で、経費の算定方法は本工事に準じて算出すること。
	初期調整費		工事を施工するために必要な調査、測量、試験及び設計等に要する費用
	事務費		施設及び機械器具類の円滑な運転のための試運転、調整作業に必要な経費 事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、共済費、賃金、報償費、国内旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品費等をいう。 事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。

号	区 分	率
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%
3	1億円を超える金額に対して	4.5%

補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の①～③のいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- ①補助事業者自身
- ②100%同一の資本に属するグループ企業
- ③補助事業者の関係会社（上記②を除く）

2. 利益等排除の方法

（1）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（3）補助事業者の関係会社（上記②を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。